

災害復旧事業の査定事例 (2)

—異常な天然現象—

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課*

1. はじめに

今回は、公共土木施設の災害復旧事業として採択されるための要件の一つである「異常な天然現象」とはどのような現象なのか、実際の災害査定事例を参考に説明します。

2. 災害の採択範囲

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（以下「負担法」という。）の適用となる災害とは、被害をもたらした原因が天然現象であり、かつ、その度合いが異常なものによる災害であります。負担法の第2条第1項には、「この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の**異常な天然現象に因り生ずる災害**をいう」と規定されています。

したがって、人為的な原因によって災害が生じても負担法の対象とはなりません。

1) 異常な天然現象

具体的判断基準として、公共土木施設災害復旧事業査定方針（局長通知）第3第1項において、異常な天然現象を規定しています。

公共土木施設災害復旧事業査定方針^{*}及び通知等を参考にし、判断基準を要約すると下記のとおりです。

①河川施設

- ・警戒水位（はん濫注意水位）以上の水位
- ・河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割程度以上の水位（警戒水位（はん濫注意水位）の定めのない場合）

②河川施設以外の公共土木施設

- ・最大24時間雨量80mm以上の降雨
- ・時間雨量等が特に大である場合（時間雨量が20mm程度以上）

③最大風速

- ・10分間平均風速の最大が15m以上

※最大瞬間風速ではないので注意すること

④異常な高潮、波浪、津波による災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの

⑤地すべりによる一定のブロックが概成している地すべり防止施設の災害

⑥地すべりによる地すべり防止施設以外の災害

⑦地震による災害

※地震・地すべりによる施設災害については、これらの原因による被害現象そのものが異常性があるものとして別に基準は定めていないが、社会通念上の被害であることが必要である。

⑧降雪、低温による災害

- ・異常積雪による災害
- ・国庫負担の対象となる低温により被災した道路施設の災害（凍上災）

⑨その他

- ・干ばつ、火災、落雷、噴火、噴気、降灰、雪崩、竜巻等の突風等による災害

2) 災害原因の調査

災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行うものとします。

*03-5253-8457

※公共土木施設災害復旧事業査定方針第2

- ①降雨については、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- ②洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等
- ③融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等
- ④暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
- ⑤高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係
- ⑥地すべりにについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
- ⑦地震については、震度、震源地等

3. 査定事例から

災害復旧事業として採択される要件に該当しないと失格及び欠格となります。

以下に過去の災害査定で欠格となった事例を紹介します。

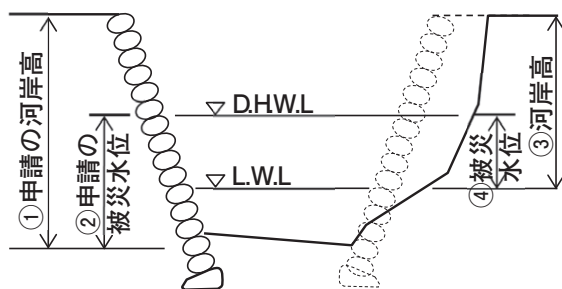
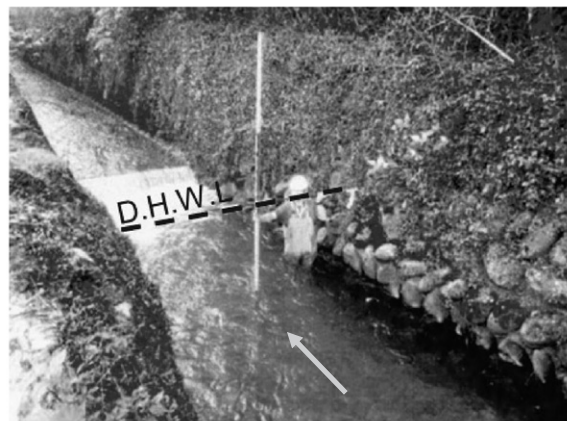
この被災箇所は、梅雨前線豪雨により河川が増水し、護岸部が側方侵食を受け流出し、被災を受けたと申請されたケースです（図-1）。

河川災害において被災水位（D.H.W.L）が河岸高の5割程度以上の水位となったとして申請されたものですが、河岸高（低水位（L.W.L）から天端までの高さ）の5割程度以上の水位となっておらず、異常な天然現象によらないため欠格となりました。

★申請に当たってのポイント

異常天然現象の見定めは、洪水痕跡を基に上下流も含め護岸等の施設状況等を総合的に見て判断する必要があります。

ただし、道路等背後地の状況によって護岸天端高が河岸として必要な高さでない場合もありますので注意が必要です。また、兼用護岸を道路災害で申請する場合でも河川側の出水による被災であれば被災水位が河岸高の1/2を超えている必要がありますので、注意してください。



査定時に水位痕跡等から被災水位の説明を受けたが…
(河岸高①、被災水位②) $① \times 1/2 < ②$

河岸高の考え方が間違っていると指摘
(河岸高③、被災水位④)

被災水位(D.H.W.L)が河岸高の1/2を超えていないため
 $③ \times 1/2 \geq ④$
異常な天然現象による被災とは言えない

図-1 欠格となった事例

4. おわりに

災害復旧事業の申請にあたり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱(事務次官通知)第18第1項二においては、「気象資料の異常な天然現象の説明に必要とされるものの図面等を添付して申請するものとする」と規定されています。

申請前に、採択要件を確認した上で現地調査等により、被災状況の確認や被災メカニズムの解析などを実施し、査定時には被災状況の写真や図面等の資料を用いて、具体的に説明する事が重要です。

次号のテーマは護岸の「死に体」の判断についてです。